

令和4年度 第2回 佐久市国民健康保険運営協議会
議事録

日 時 令和5年1月11日 午後1時15分～午後2時30分

場 所 佐久市役所 8階大会議室

出席者 委員 15名（欠席者5名） 事務局 9名

- 1 開会（進行：事務局）
- 2 諮問 国民健康保険税率等の見直しについて
柳田市長から井出会長へ諮問が行われる。
- 3 井出会長あいさつ
- 4 柳田市長あいさつ
- 5 議事録署名委員の指名（進行：会長）

6 会議事項

(1) 諮問の内容について（会議資料No.1～10）

（事務局）

今回は、令和5年度から6年度の2年間の国保税率について、お諮りするものです。現在の国保の状況などを交えて説明をさせていただきます。

国保税率の見直し方針についてですが、長野県における国保税の統一に向けて、令和9年度までに行うことが示されています。

①として、医療費水準を二次医療圏ごとに合わせようとするものです。県内では、10の医療圏に分かれています。②として、資産割を廃止することを、③として、応益割を平準化すること。この応益割とは、1人当たりにかかる均等割と世帯ごとにかかる平等割のことです。

長野県の統一に向けたロードマップでは、①から③の取り組みを進め、令和9年度からは3つの方法に移行すると示されています。

1番目として、完全統一です。これは、所得割・均等割・平等割が全て県内で統一したもので、後期高齢者医療制度に近いものとなります。

2番目として、準統一です。所得割は個々の市町村によりますが、均等割・平等割を県内で同額とするというものです。

3番目として、二次医療圏単位での統一です。佐久医療圏では、11市町村での統一となります。

この3つのいずれかに令和9年度から移行する予定です。統一に向けての取り組み状況を見ながら、令和7、8年度に県と市町村で協議を進めていく予定です。

次に、佐久市における国保税率の見直し方針です。

2年ごとの税率見直しを行っており、今回、5年度、6年度の税率設定をします。県の統一における方針と方向性を同じくした見直しを行っていきます。

次に、見直しの留意点です。現在、佐久市の国保税率は4方式で、所得割、資産割、均等割、平等割の4つで国保税を算定しています。

例えば、所得割は経済状況の影響を受けやすいとか、均等割、平等割は景気の動向に左右されないなど、それぞれ特徴がありますので、それらを踏まえて税率の見直しを行っていきます。

この中で資産割は県の統一に向けた方針で、令和9年度までに廃止するとされています。佐久市では所得割から平等割の4方式で賦課しておりますが、統一に向け、見直しを行っていきます。

次に、国保運営に影響がある項目になります。

①として、団塊世代の後期高齢者医療保険への移行です。令和5年度、6年度、7年度と年度平均で800人程度の被保数の減少を見込んでいます。

②として、後期高齢者医療保険料の見直しにより保険者の負担する後期高齢者支援金の軽減があります。県へ交付する納付金が軽減されます。

③として、社会保険の適用事業所の拡大があります。昨年10月より従業員が101人以上の企業が対象となっておりますが、令和6年10月より、従業員数が51人以上となり、国保から社会保険への移行も進むものと思われます。

④として、出産育児一時金の増額、⑤として、産前産後の保険料の免除制度の影響があります。

⑥として、国保税の被保険者1人当たりにかかる均等割と世帯に係る平等割について、軽減を行うための基準額の改定があります。基準額の改定により、均等割、平等割の軽減を受ける人の増加が見込まれます。

⑦として、課税限度額の改定の予定で、後期高齢者支援金が20万円から22万円となります。これにより、国保税の上限額は102万円から104万円となります。

次に、国保の状況です。

1は、被保険者数の推移です。毎年減少傾向であり、令和4年から令和5年は、団塊世代の後期高齢者医療保険への移行も進み、年度平均で800人程度の減少を見込み、令和6年、7年は同様に800人程度、令和8年は650人程度の減少と見込んでいます。被保険者数の減少は国保税の収入に大きく影響します。

2は、1人あたり医療費の推移です。1人あたり医療費の単価は年々増加しており、これは、医療機器の開発など、医療技術の進歩によるものや新薬や高額薬剤によるものと考えています。令和5年度以降は年2%の伸びと推計しています。

3は、国保税の推移です。県において国保運営方針に基づき、保険者の規模に応じて目標の収納率が毎年設定されます。1人あたり調定額は、税率を現行に据え置いた場合でグラフにしています。令和3年度は税率改正により調定額が下がっています。この調定額とは、国保税を賦課するに当たり、内容を調査し、納税額を決定した額となります。

4は、納付金の推移です。この料金は、医療分、後期高齢者支援分、介護分に分かれています。1人あたり単価を算出し、過去の伸び率を考慮して算定しました。

1人あたり納付金は、1人あたり医療費の増加や団塊世代の後期高齢者医療保険への移行に伴い、支援金が増加するなど1人あたり単価は増加するものと考えていますが、全体の被保険者数の減少により、総額では減少すると見込んでいます。

5は、1人あたりの納付額と給付額のグラフになります。納付額は、現年度分と過年度分の納付額を含む総額を年間被保険者数で除して算出しています。

また、1人あたり保険給付額は入院・外来・針灸あんまなどと高額療養費分を加え、佐久市国保が負担した額を年間被保険者数で除して計算しています。令和3年度は納付額に対して給付額は約3.5倍となっています。

6は、世代別に1人あたり給付額をグラフにしてあります。未就学児は0から6歳未満、一般は6歳以上69歳まで、前期高齢者は70歳以上でグラフにしてあります。

令和3年度では、未就学児の給付額は納付金の約2倍、70歳以上では約4.9倍となっています。

7は、令和3年度における高額医療該当者です。年間月間に分けていますが、年間においては、心臓系の疾患で62,912千円、そのうち保険者佐久市の負担は50,323千円、法定の自己負担額は12,589千円となります。この自己負担から高額療養費や公費を除き、最終的な自己負担が約205千円です。佐久市国保が負担する額は、62,599千円でした。

8は、高額療養費のイメージ図になります。自己負担額は、通常2割から3割を病院等の窓口で支払いますが、この自己負担額が高額になった場合、所得に応じて自己負担額の月の限度額が定められています。それを越えた部分が払い戻される制度ですが、70歳未満で住民税非課税世帯は、3回目まで3万5,400円、4回目以降は2万4,600円。70歳以上で住民税非課税世帯は、外来で8,000円。入院もある場合は所得に応じて、1万5,000円、または2万4,600円となります。

高額療養費は、令和4年1月から領収書無しで申請ができるように変わりました。一度申請を行うと、その後、支給対象となった場合は申請された口座へ自動で給付されます。

次に、国保財政の枠組みです。事業費納付金は、長野県が医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分をそれぞれ計算し、合算したものとなります。市町村への納付金の配分は、市町村ごとの所得や被保険者数、世帯数により配分されます。この納付金は、国・県・市の一般会計からの保険基盤安定繰入金分や税の軽減分、保険者支援制度分などの公費と国保税を合わせて県へ納めることとなります。納付金は毎年変動することから、今後の推移を見込み、国保税率に反映していくことが必要となります。

次に、納付金の推移です。令和5年度の納付金は、昨年12月に県から国の仮係数に基づき算出された額が示されており、佐久市は23億4,400万円余となっています。今後、1月中旬ごろに確定数値が示され、県へ納付する額が決定します。

令和6年度以降の推計ですが、令和5年度の1人あたり納付金額に令和3年度から令和5年度の伸び率を乗じて算出しています。この結果、医療・支援・介護の合計額は、被保険者数の減少により、減少していくものと考えています。

先ほど、1人あたりの納付金の推移をご覧いただきましたが、1人あたり納付金は、医療費の増加や団塊世代の後期高齢者医療保険への移行に伴い、支援金が増加するなど、1人あたり単価は増加しますが、総額では減少すると見込んでいます。

次に、国保税の推計表です。現在の税率を据え置いた場合の算出方法、資産割を全額廃止した場合、資産割廃止及び平等割を2,000円減額した場合の推計となります。

推計に当たっては、1人あたり調定額に年間の平均被保険者数と平均収納率を乗じて推計をしています。収納率は、現年94.83%、滞納繰越分は32.06%、1人あたり調定額をご覧の通りです。

次に、令和5年度の見込みですが、医療給付費分では、平均被保険者数1万9,180人に1人あたり調定額6万3,876円を乗じて調定見込み額を算出しています。そこに収納率を乗じて、収入見込み額を算出しています。以下、介護分・後期支援分も同様に算定をしています。令和6年度以降の平均被保険者数の減少に伴い、調定・収納ともに減少する算定です。

次に、資産割を全額廃止した場合の推計です。1人あたり資産割額を算定し、調定見込み額から差し引いて収入見込み額を算出しています。

次に、資産割額全額廃止と平等割額2,000円を減額した場合の推計で、平等割額は1世帯に対し賦課しますので、医療給付費に数値を記載しています。

続いて、国保事業の勘定科目になります。金額は、現在の税率を据えた場合となっています。

歳入の項目では国保税から始まり、督促手数料収入。県から支給される金額、これは、県の特別会計から市の特別会計への支出金になります。医療費の支払いに充てる普通給付分や市の国保運営のための特別給付分があります。

財産収入は、基金積立金利子となります。繰入金は、市の一般会計からの繰入金になり、保険税の軽減分や保険者支援制度分、職員の給料や出産育児一時金などの公費の負担分になります。続いて、前年度からの繰越金。諸収入は保険給付費の精算による収入減や国保税の延滞金、交通事故などによる第三者納付などがあります。国庫支出金は、コロナウイルス感染症による国保税の減免や傷病手当金などに対する国からの補助になります。

次に歳出ですが、総務費は、国保運営の事業費などになります。保険給付費は、医療費の支払いや出産育児一時金、葬祭費、結核や精神疾患への給付などがあります。事業費納付金は、県へ納めるものです。保健事業費は、ジェネリック等の推進や人間

ドック補助、特定健診などの費用になります。積立金は、基金への積み立てになります。諸支出費は、国保税還付金、保険給付費の精算による支払いなどです。

続いて、税額を据え置いた場合の数値ですが、税率の見直しに当たっては、歳入の国保税の項目の数値が変わり、他の項目に変更はありません。

次に、税率の見直しの試算表になります。①から③で試算をしてあります。

①ですが、現行の税率を据え置いた試算になります。歳入歳出の差し引きが、1億6,000万円程度の黒字になり、また実質収支は2,700万円程度の黒字です。この実質収支とは、その年のみの単年度で収支が黒字ということです。差し引きの金額の1億6,000万円の中には、前年度からの繰越金を含めての差し引きとなっています。税率を据え置いた場合には、令和4年度の決算見込みで1億3,000万円余が令和5年度に繰り越し予定となります。令和6年度は、令和5年度の1億6,000万円が繰り越され、差し引きは黒字となりますが、繰越金を除くと1,700万円の赤字となってしまいます。令和8年度においては、歳入歳出の差し引きでも1,600万円の赤字となる見込みの試算となります。据え置いた場合、一世帯あたりの税額は14万3,700円となっています。

②は、資産割を全額廃止した試算です。令和5年度においては、令和4年度から1億3,000万円余が繰り越され、差し引きでは9,800万円は黒字となります。

しかし、繰越金を除くと、実質収支については3,400万円の赤字となります。令和6年度も同様で、実質収支は7,700万円余の赤字となりますが、令和7年度では、差し引きでも9,500万円余の赤字、令和8年度は差し引きで、1億5,400万円余の赤字となります。資産割を全額廃止した場合の減額は、据え置き額と比較して、6,200万円の減額となります。

また、1世帯あたりでは13万8,800円となり、4,900円の減額となります。現在、資産保有世帯が53.2%ですので、半数以上に波及効果があります。

③は、資産割の全額廃止と平等割額から2,000円減額した試算です。令和5年度では、差し引きは8,000万円程度黒字ですが、実質収支は4,900万円の赤字となり、令和6年度からの差し引きについても赤字が続くという試算です。減税額は据え置きから7,700万円の減額となり、一世帯あたり6,100円の減額となります。

事務局としては、②の資産割の全額廃止の案としたいと考えています。令和5、6年度と差し引きで黒字となり、実質収支は赤字となりますが、基金残高は12億円余であり、国保運営に支障がないと考えています。

また、この資産割の廃止は県のロードマップに沿った対応になります。佐久市と同規模、またはそれ以上の市である長野市、松本市、上田市、飯田市、安曇野市は、既に資産割は全額廃止されています。小諸市も令和5年度から資産割を全額廃止と聞いています。説明は以上です。

(会長)

事務局より説明がありましたが、資産割を廃止しても、基金残高は12億円余ですので、しばらくの間、健全経営ができるのではないかと思います。

数字だけ見ると、単年度での赤字が目についてしまいますが、実際は繰越金や基金残高があるため、佐久市国保の運営ができると思われ、また、全県の資産割を廃止するという方針に対して、足並みを揃えていく、また、一世帯あたりの税額も、4,900円ほど減額になり、資産割を廃止することで実際に被保険者へ効果があるのではないかと思います。皆様のご意見をお聞かせください。

(委員)

県の税率の統一における運営方針は資産割を廃止することと応益割を各2万円に近づけると説明があった。その中で、佐久市は令和5、6年度の改定については資産割を廃止する、とのことだが、令和7、8年度からは応益割を2万円に近づけていくということなのか。

いずれ税率を下げるのであれば、資産割と応益割を一度に県の統一方針へ近づけるという方法もあるのではないか。

(事務局)

平等割・均等割を県の2万円に近づけるということについても検討しましたが、資産割のみを廃止する場合と比較すると、令和6年度の時点で既に実質収支で赤字が出てしまうことから、今回は資産割のみを廃止する方向でいきたいと考えています。

応益割については、令和7、8年度での改定の際にその時の状況から、平等割、均等割を2万円に近づけることを検討したいと考えています。

(委員)

了解しました。

(会長)

その他、ご意見、ご質問等ありますか。

協議会としては、税率の見直しについて、事務局案のとおり資産割のみを廃止する案で決定してはどうかと思いますが、よろしいですか。

それではお諮りします。国保運営協議会として、国民健康保険税率等の見直しについてご異議はありませんか。異議がない方は、挙手をお願いします。

-全員挙手-

ありがとうございました。全員挙手を確認しました。

それでは、この件については「資産割のみ廃止」の案で決定とします。

また、本日決定した事項の佐久市への答申は、来週、1月17日火曜日を予定しています。この答申の内容については、事務局と協議をした上で決定し、私、会長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいですか。会長一任ということでご意見がない方は挙手をお願いします。

-全員挙手-

ありがとうございました。それでは、全員のご賛同をいただきましたので、会長一任とさせていただき、答申を行いますのでよろしくをお願いします。

(2) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画について（会議資料No.11）

(会長)

続いて、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）および第4期特定健康診査等実施計画について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

来年度予定されている保健事業等の最終評価および令和6年度からの保健事業等の策定スケジュールの報告になります。

はじめに、保健事業実施計画ですが、こちらはいわゆるデータヘルス計画と呼ばれる計画になります。データヘルス計画とは、病院に受診した内容がわかるレセプトや健康診断などのデータを分析することにより、被保険者等の健康課題に対し、効果的・効率的に保健事業を実施するための計画になります。事業計画の策定の経過についてはご覧の通りとなりますが、このデータヘルス計画は全ての保険者が策定することとされています。

次に計画期間です。第2期データヘルス計画が令和5年度に最終年度を迎えます。このことから、第2期データヘルス計画の最終評価と令和6年度から実施される第3期データヘルス計画を策定するものとなります。

次に計画の位置づけですが、佐久市総合計画、次に佐久市健康づくり21計画、データヘルス計画という並びになります。

実施体制等については、事業の実施者として、国保医療課と健康づくり推進課で行います。また、介護や高齢者福祉の高齢者福祉課とも連携し、保健事業を進めていきます。県や各種団体など外部との連携も図り、計画を立て事業を実施していきます。

スケジュールについては、8月下旬に評価報告で第3期データヘルス計画の諮問、骨子案の説明、令和6年1月上旬には素案説明、答申を予定しています。皆様には会議等の出席をお願いします。説明は以上です。

(会長)

データヘルス計画に関連したことについて、ご質問やご意見等がありますか。

(委員)

一般的な健康診断と佐久市でやっている健康診断は、この中に組み込まれていると思うが、各企業や団体、消防官庁でも健康診断等があります。そういう健康診断もこの中に入るのか。

(事務局)

この計画は、あくまで国保の被保険者に対する計画です。各企業等で行っている健康診断は入りません。

(会長)

ご質問、その他ご意見もないようですので、以上で終わらせていただきます。その他に全体的なことをご意見等ありますか。

(委員)

今、新型コロナウイルスの感染が異例ということで、国で費用を賄っていますが、これが5類となった場合、国保への影響というものがどれほど出てくるのか、お聞かせいただければと思います。事務局の方で情報がなければ結構です。

(事務局)

新型コロナウイルスワクチン接種については、医療費、接種費用を全て国で負担しています。5類の話については、まだ結論は出ていませんが、5類という方向で話し合いが進められています。5類になっても、接種費用は全額を国で、という案も出ており、仮に費用は自己負担ということになっても、すべて自己負担ということにはならないのではないかと思います。これからの国の決定になります。国民健康保険として何か負担がくるかという、影響は少ないだろうと考えています。

7 閉会